

図書館法改定

会誌編集部

はじめに

昨年の教育基本法改正を踏まえ、図書館法が改正された。そこで図書館法の簡単な説明と今回の改正点を、個人的見解を含めて紹介したい。

図書館法とは？

社会教育を目的として地方公共団体または公益法人などが設置する公共図書館について規定している日本の法律である¹⁾。「公共図書館について」と書かれているように、全ての図書館について規定している法律ではなく、国の設置する国立図書館、学校図書館、大学図書館、専門図書館などは対象外である。

目的は？

第1条に下記のような記述があった。

社会教育法の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする

「知る権利」とか「情報格差」といった言葉を使って、長々と説いているものだと思っていたが、割とコンパクトにまとめられた文章だったので意外であった。しかし、「社会教育法の精神に基づき」なんて書かれていると「娯楽本を探しにきました」なんて言えない雰囲気である。私の中の図書館はもっとカジュアルなイメージである。

さらに、第2条には「図書館」とはどのような施設を指すのかが明記されている。

「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するものをいう

今回の改正点は？

第3条「図書館奉仕」に以下の項目が新設された。

社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること

一度読んだだけでは理解できない難解な文章である。「学校など社会教育として学習した人がその学習の成果を活かしたいと思ったときに図書館が利用できるようにする」といった解釈でいいだろうか。

そもそも、今回の改正は「教育基本法改正を踏まえ、社会教育行政の体制整備を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件に関する規定を整備する」という提案理由を受けて行ったものである。なんだか学校教育の中に図書館が含まれたような感じを受ける。日本図書館協会もホームページで「図書館法はこれまで、他の法律が制定、改定されることにより、幾度も余儀なく変えられてきたが、今回は政府の審議機関の場で検討されており、その意義は大きい。図書館法は施行後60年近く経ているが、図書館法は現場における実践により豊かな図書館サービス創造の根拠となる優れた内容をもっており、改定教育基本法を理由に改正する積極的な必要性はない」と述べている²⁾。冒頭でも述べたが、図書館はもっと身近な存在であり、教育的概念も含まれるが、それ以外の役割も多い。

また、今回の改正では図書館資料に「電磁的記録」という単語が加えられていた。このあたりは、電子資料の収集、情報通信技術の発展に対応したものと考ええる。

つまり、図書館法は教育基本法の改正や技術の発展に伴い、柔軟に改正することができる法律と受け取ることができる。

無料の原則？

しかし、ここだけは改定しないでもらいたい項目もある。無料の原則である。

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない

人には「知る権利」がある。図書館はその権利を象徴するものだと言っても過言ではないだろう。ランガナタンも「すべての人にすべての本を」と言っていた。図書館が無料で使えるのは私達にとって、すごく当たり前のこと認識している。しかし、この無料の原則が通じるのは図書館だけなのか？博物館や美術館は入館料を支払う。入館料を支払うことに抵抗もない。ちょっと気になったので博物館法を調べてみた。

【博物館法】(入館料等)

第23条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる

「やむを得ない」とは書かれているが、入館料を徴収することができる。ひょっとしたら図書館もいづれ入館料や貸出料を徴収される日が来るのだろうか？いや、生涯学習の保障という面目上それはありえないことか。でも生涯学習と言ったら博物館や美術館も課せられている役割は同じではないのか。

無料の原則を維持するために図書館ができることは？

では、仮に公費が削減され、図書館は自活の必要に迫られたとする。あなたはどのような図書館だったらお金を払ってでも行きますか？実際に有料の私立図書館はたくさんある。コレクションの中身が特化していたり、サービスが充実していたり、ラグジュアリーな空間を楽しめたり、いろいろな種類の私立図書館がある。しかし、公立図書館が有料になった場合はどうか。現在でも複写料は各自の負担である

が、入館料や貸出料を徴収される日がくると仮定したら…。

公立図書館である以上、地域住民の利用をまずいちばんに考えなければならないだろう。地域の人々がどういう目的で図書館に来るのかを考え、運営維持を模索する。そういう経営ができる図書館が生き残る図書館なのかもしれない。「困ったときは図書館へ」「時間が空いたから図書館へ行こう」と言われるような図書館が理想的だ。

さいごに

そこでもう一度図書館法を思い出してみる。「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること」。もしかしたらこれは「地域住民とのコミュニティを大切にする場」という意味なのかもしれない。やはり図書館は身近な存在なのだ。

図書館法 改正（2009年6月11日改正分） 対比表

第一章 総記のみ抜粋

改 正 前	改 正 後
<p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。</p>	
<p>2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。</p>	
<p>(図書館奉仕)</p> <p>第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、<u>おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</u></p>	<p>(図書館奉仕)</p> <p>第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に<u>沿い</u>、更に学校教育を援助し、<u>及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</u></p>
<p>一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、<u>フィルム</u>の収集にも十分留意して、図書、記録、<u>視覚聴覚教育の資料</u>その他必要な資料（以下「<u>図書館資料</u>」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p>	<p>一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード<u>及びフィルム</u>の収集にも十分留意して、図書、記録、<u>視覚聴覚教育の資料</u>その他必要な資料（<u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。</u>以下「<u>図書館資料</u>」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。</p>
<p>二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。</p>	

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。	
四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。	
五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。	
六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。	六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。	
(新設)	八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。	九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。
(司書及び司書補) 第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。	
2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。	
3 司書補は、司書の職務を助ける。	
(司書及び司書補の資格) 第五条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。	(司書及び司書補の資格) 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。
(新設)	<u>一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの</u>
<u>一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの</u>	<u>二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの</u>
<u>二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの</u>	(削除)
<u>三 三年以上司書補(国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの</u>	<u>三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの</u> <u>イ 司書補の職</u> <u>ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの</u> <u>ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの</u>
2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。 一 司書の資格を有する者 二 <u>高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの</u>	2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。 一 司書の資格を有する者 二 <u>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの</u>

<p>(司書及び司書補の講習) 第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。</p>	
<p>2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。</p>	
<p>第七条 <u>削除</u></p>	<p>(司書及び司書補の研修) 第七条 <u>文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(設置及び運営上望ましい基準) 第七条の二 <u>文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(運営の状況に関する評価等) 第七条の三 <u>図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(運営の状況に関する情報の提供) 第七条の四 <u>図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供すよう努めなければならない。</u></p>
<p>(協力の依頼) 第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。</p>	
<p>(公の出版物の収集) 第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。</p>	
<p>2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。</p>	

参考文献

- 1) Wikipedia. <http://ja.wikipedia.org/> [引用日 2010.03.06]
- 2) 日本図書館協会. 改定図書館法について.
<http://www.jla.or.jp/tosyokanhou2008/taisyouhyou.pdf> [引用日 2010.03.06]

(文責：若杉亜矢/松下記念病院)